

青森県報

号外第六十二号

平成十四年六月二十六日(水曜日)

目次

告示

字区域の変更.....(市 興町 課村) : 一

告示

青森県告示第三百二十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、東通村長から東通村の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年六月二十六日

青森県知事 木 村 守 男

下北郡東通村大字蒲野沢

字外畑九七の一、九七の二二の一部、九七の二三、九七の二六、九七の三九、字池ノ尻七九の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である国有地の全部を字戸沢に編入する。

字外畑九七の九、九七の一、九七の二二の一部、九七の一九から九七の二四まで、九七の三一、九七の三三から九七の三五まで、九七の三八、字戸沢の一、一の三から一の五まで、四の一から四の五まで、六、七の一の一部、七の二、八、九の一部、一二の一の一部、一二の二の一部、字池ノ尻六七の二、六九の四、七七の一、七八の

一から七八の四まで、七九の一の一部、七九の二、八〇の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部を字小田に編入する。

字小田二九の一、字山館四四、字石持山六の二六〇、字池ノ尻五六の三、字石持道四四の九及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部並びに字高田二九の一に隣接する字小田の道路、字池ノ尻の水路である国有地の一部、字高田八、一、一四、一六の一、二〇の一に隣接する字石持道の水路である国有地の全部を字高田に編入する。

字長橋二二の二、二二の三、字目名道一〇、字小田四一の一、字戸沢二二の一、二八の一及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字池ノ尻一の一に隣接する字目名道の道路である国有地の全部、字池ノ尻一の一に隣接する字長橋の水路である国有地の全部を字池ノ尻に編入する。

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭